

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容

(1) 保険料の賦課限度額の見直し（第13条の6）

区 分	改正前	改正後
基礎賦課限度額	<u>5 8 万円</u>	<u>6 1 万円</u>
後期高齢者支援金等賦課限度額	1 9 万円	1 9 万円
介護納付金賦課限度額	1 6 万円	1 6 万円
合 計	<u>9 3 万円</u>	<u>9 6 万円</u>

(2) 低所得世帯に対する保険料軽減判定基準額の見直し
（第18条第1項第2号及び第3号）

区 分	改正前	改正後
5割軽減判定基準額	基礎控除額（33万円） + <u>27.5万円</u> ×（被保険者数）	基礎控除額（33万円） + <u>28万円</u> ×（被保険者数）
2割軽減判定基準額	基礎控除額（33万円） + <u>50万円</u> ×（被保険者数）	基礎控除額（33万円） + <u>51万円</u> ×（被保険者数）

※ 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

(3) 旧被扶養者に係る保険料の減免期間の特例の見直し（附則第9項）

旧被扶養者の被保険者均等割及び世帯別平等割の減免期間の特例を本則の減免期間に戻す。

区 分	改正前	改正後
被保険者均等割 世帯別平等割	<u>当分の間</u>	<u>資格取得後2年間</u> <u>（本則どおり）</u>
所得割 資産割	当分の間	当分の間

※ 「旧被扶養者」とは、被用者保険から後期高齢者医療制度に移行した者の被扶養者で、国民健康保険に加入した時点で65歳以上の者をいう。

2. 適用

平成31年度分の保険料から適用